

# サプライチェーンにおける製品配慮情報 (製品含有化学物質情報)の 収集と管理手法の共通化について



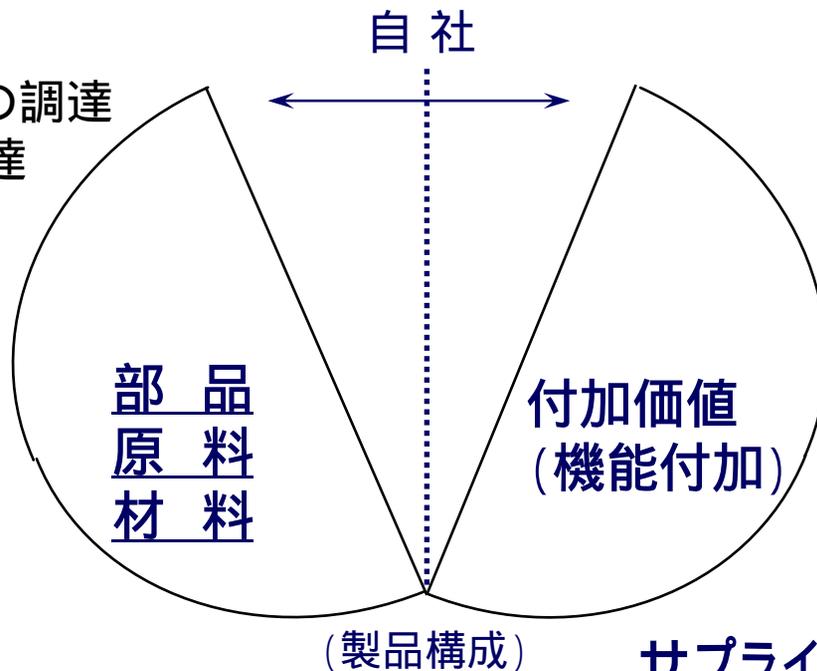
2005年2月21日  
グリーン調達調査共通化協議会  
議長 古田清人

# 1. サプライチェーンにおける環境情報収集の必要性(1)

自社の製品をグリーンにするためには、グリーン設計と共にグリーンな部品、材料を使用するグリーン調達が必要。

## グリーン調達

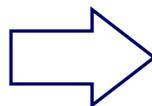
- ・グリーンな企業からの調達
- ・グリーンな部品の調達



## グリーン設計 (環境配慮設計)

サプライヤーと一体となった  
環境対応が必要に

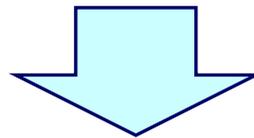
グリーン調達を実施するに当たっては、  
材料・部品の環境性能把握が必要。



グリーン調達調査

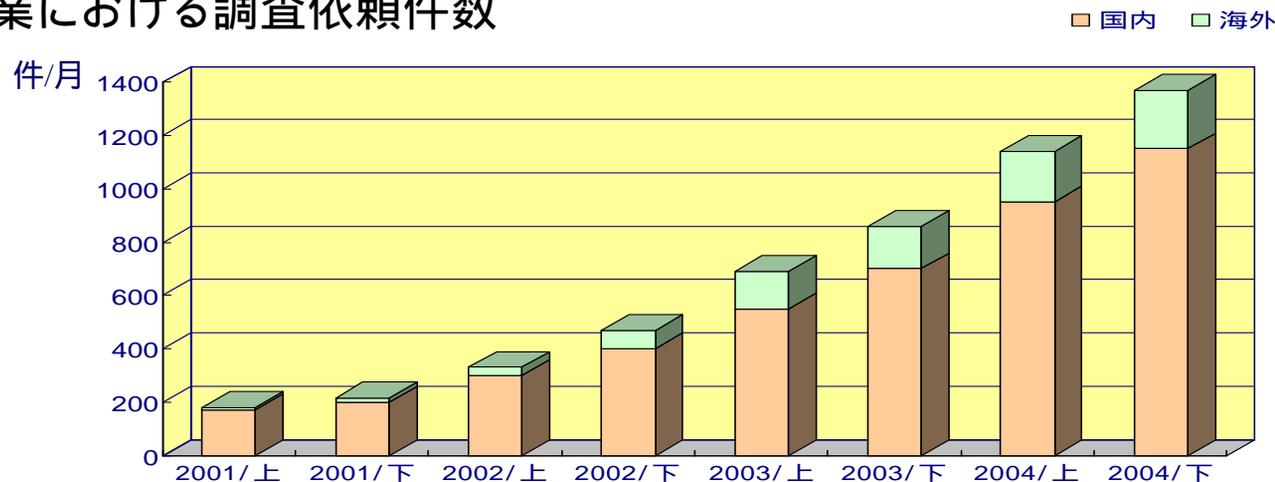
## 2. サプライチェーンにおける環境情報収集の必要性(2)

特定の化学物質の使用を制限する法規制が各国で議論・成立



これらの法規制に対応しなければ、  
製品を上市できない！！

ある企業における調査依頼件数



### 3. 各国の法規制



・電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令: 2002/95/EC (RoHS指令)

・危険物質及び調剤の上市と使用の制限に関する指令: 76/762/EEC

・カドミウムのプラスチック使用制限令 (91/338/EEC)

・廃自動車に関する指令: 2000/53/EC (ELV指令)

【中国】電子情報産品生産汚染防治管理弁法 (中国版RoHS)

【カリフォルニア州】プロポジション65 / 指定有害物質を使用した場合はラベル表示が必要

## 4. サプライチェーンにおける環境情報収集の課題 (2000年ごろの状況)

各社のグリーン調達基準がバラバラである。(化学物質調査)

・調査対象物質リストが不統一:

日本のITメーカー10社を調べると、物質数が約2,500もある。

(協議会発足当時)

・回答フォーマットが不統一:

セットメーカー側も部品事業を実施しているが、自社調査結果を調査回答に充てられない。

依頼側 ・ 回答を得るまでに時間がかかる。

・ 回答精度に問題がある。

回答側 ・ 回答のための負荷が多大

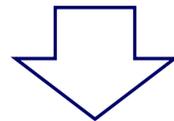
## 5. グリーン調達調査共通化協議会発足の経緯

1) 設立: 2001年1月 当初8社でスタート  
(有志企業によるボランタリーな活動)

2) 目的

サプライチェーンにおけるグリーン調達調査を共通化

目的: サプライヤーが事前に回答を準備できる仕組構築  
(回答精度・スピードのUP、業務の効率化)



82社、5団体に拡大(2005.02現在)

素材、部品、セットメーカー横断の協議会に発展

2002年4月: JEITA(環境・安全部)に事務局を委託

# 6. グリーン調達調査共通化協議会登録一覧表

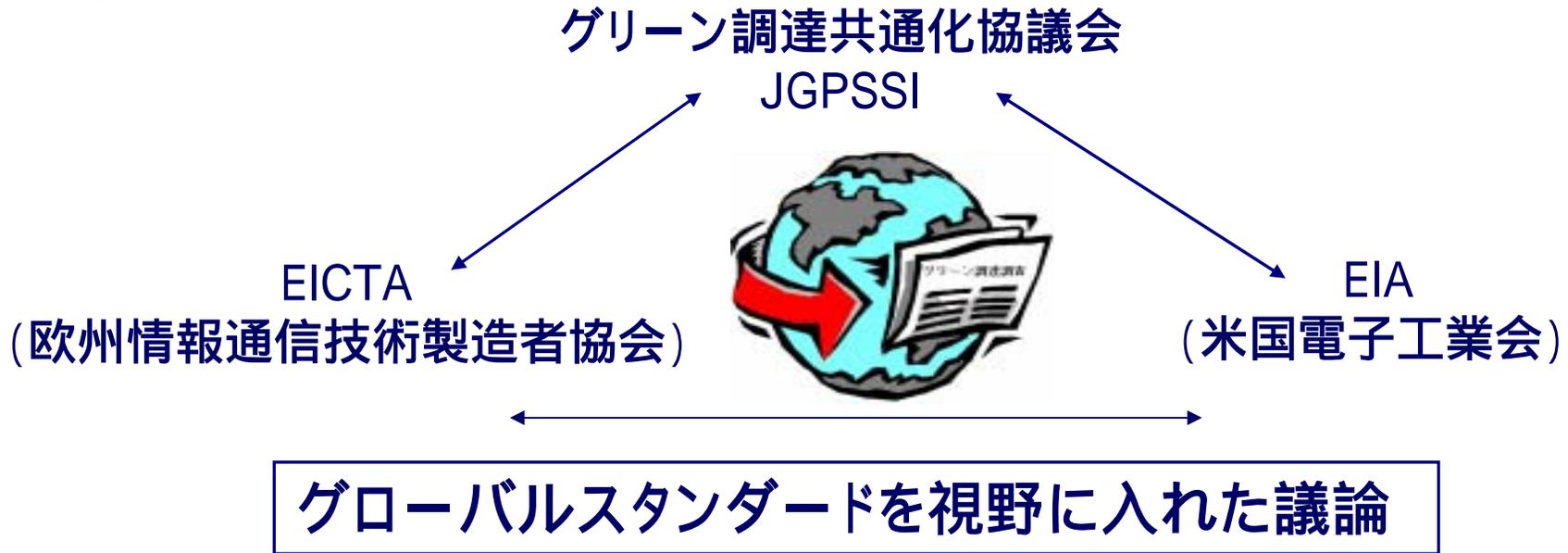
	社名
1	(株)アドテックス
2	(株)アドバンテスト
3	アルプス電気(株)
4	アップルコンピュータインク
5	(株)アルチザネットワークス
6	ブラザー工業(株)
7	キヤノン(株)
8	カシオ計算機(株)
9	(株)ディーアンドエムホールディングス
10	(株)ダイフク
11	ダイキン工業(株)
12	(株)ナナオ
13	エリスネット(株)
14	富士電機ホールディングス(株)
15	富士写真フイルム(株)
16	富士ゼロックス(株)
17	(株)フジクラ
18	富士通(株)
19	船井電機(株)
20	古野電気(株)
21	双葉電子工業(株)
22	阪神電線(株)
23	ヒロセ電機(株)
24	日立電線(株)
25	(株)日立ハイテクノロジーズ
26	(株)日立製作所
27	(株)堀場製作所
28	日本アイ・ビー・エム(株)
29	アイコム(株)
30	(株)アイ・オー・データ機器

	社名
31	蛇の目ミシン工業(株)
32	JUKI(株)
33	(株)ケンウッド
34	小糸工業(株)
35	コニカミノルタホールディングス(株)
36	京セラ(株)
37	ロジテック(株)
38	(株)マキタ
39	マーケム(株)
40	(株)松田工業所
41	松下電器産業(株)
42	松下電工(株)
43	三菱電機(株)
44	(株)村田製作所
45	日本電気(株)
46	(株)ニコン
47	新日本製鐵(株)
48	日本メクトロン(株)
49	(株)ニッセイ
50	沖電気工業(株)
51	オリンパス(株)
52	オムロン(株)
53	パイオニア(株)
54	プロティビティ ジャパン(株)
55	PSジャパン(株)
56	(株)リコー
57	リケンテクノス(株)
58	ローランド ディー・ジー (株)
59	三洋電機(株)
60	(株)サトー

	社名
61	セイコーエプソン(株)
62	セイコープレジジョン(株)
63	シャープ(株)
64	(株)島津製作所
65	住友電気工業(株)
66	住友ベークライト(株)
67	(株)セック
68	ソニー(株)
69	太陽インキ製造(株)
70	太陽誘電(株)
71	TDK(株)
72	テクノポリマー(株)
73	帝人(株)
74	(株)テムコジャパン
75	古河電気工業(株)
76	(株)東芝
77	東芝テック(株)
78	ツカサ電工(株)
79	日本ビクター(株)
80	(株)ボレックスジャパン
81	ヤマハ(株)
82	(株)図研

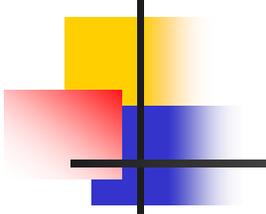
1	(社)音楽電子事業協会
2	(財)東海技術センター
3	(社)日本プリント回路工業会
4	(社)電子情報技術産業協会 半導体環境安全専門委員会
5	(社)電子情報技術産業協会 半導体パッケージ標準化委員会

# 7. 海外工業会との連携



## 3極会議の開催履歴

- 第1回 . 2001年11月 (欧州: オスロ) 3極での共通ガイドライン検討を合意
- 第2回 . 2002年 8月 (米国: ワシントンD.C) 最初の調査対象化学物質リスト作成
- 第3回 . 2003年 1月 (日本: 東京) 調査対象化学物質リストの改訂検討
- 第4回 . 2003年 9月 (欧州: スtockホルム) ガイドラインの原則合意
- 第5回 . 2004年 5月 (米国: アリゾナ) ガイドラインの詰め



## 8. 3極ガイドライン(JIG)方向性

---

各極での議論をベースに3極ガイドライン

Joint Industry Guideline(JIG)の発行を目指している

### ガイドラインの内容

- ・ 基本情報調査

調査先情報、部品情報を特定する項目

- ・ 化学物質調査

対象物質: 24物質群(レベルA、レベルB)

及び、対応する例示物質

各社・製品の種類で追加可能

- ・ 調査回答データフィールド

## 9. 調査対象物質の在り方

### ・ レベルA

国内外の法令で含有物質の販売・製造、製品への使用に関し、禁止、制限又は報告義務を課されている化学物質。

例えば、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、ポリ臭化ビフェニル類、ポリ臭化ジフェニルエーテル類、ポリ塩化ビフェニル類、オゾン層破壊物質、放射性物質など。

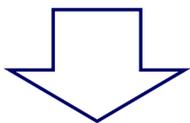
### ・ レベルB

end-of-lifeの管理の際、マイナスの影響を回避するために情報が必要と思われる物質や有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質など、日米欧の三極 (JGPSSI/EIA/EICTA) が調査対象として選定した化学物質。

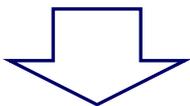
例えば、アンチモン、ヒ素、ベリリウム、ビスマス、ニッケル、ポリ塩化ビニルなど。

# 10. JGPSSIのフェーズ2活動

- ・化学物質リスト
- ・フォーマットの統一



合理的な調査の仕組み



調査した結果の  
信頼性を高める(担保  
する)仕組みが必要

フェーズ1活動

\* 部品・材料の調査・判定

<管理24物質の  
含有量管理>

部品・材料ごとの調査

フェーズ2活動

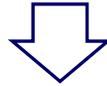
環境管理システム  
(製品含有  
化学物質管理システム)

合理的なマネジメントシステムが  
企業の中に存在すれば信頼性が高い

製品含有化学物質情報管理ガイドライン(ドラフト)をJGPSSIで検討し、実際に運用できる  
ガイドラインを目指す。

# 11. JGPSSIフェーズ2の目的

## 製品含有化学物質管理ガイドライン(ドラフト)



- ・ 実際にどうすれば製品含有化学物質管理を行えるか
- ・ 具体的にどうすれば要求を満足した事になるかの判断 実用化に向けた検討が必要

### 対応をJGPSSIが検討:



- ・ 実用化のための解説書や適合性を正確に判定できる基準の作成
- ・ 業界、事業内容や製品特性に応じた分かり易い解説が必要

JGPSSI フェーズ2活動

回答データの信頼性の確保



JGPSSI・CP検討WGで作業中

・セットメーカー ・部品メーカー ・素材メーカー 計25社が参加

日本化学工業協会との情報交換

経済産業省

CP = Compliance Process

## 12. 環境管理マネジメントの内容

### 製品化学物質マネジメントの要求事項

- ・製品含有化学物質の方針
- ・製品含有化学物質の管理
  - どのように、製品中の化学物質を管理しているか？
  - サプライヤーへの調査実施
  - 調査結果を集計
  - 顧客への製品含有化学物質データの提供
  - 分析等によるデータ検証の仕組み
  - サプライヤーの製品化学物質マネジメントの有無の確認
- ・異常値があった場合の対応

自己認証か外部認証かは各企業ごとの判断による。

# 13. JGPSSIの今後の方向性

サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の調査・管理



電機電子機器メーカーにとっての必須要素

## JGPSSIの取組み(情報流通の効率化・信頼性の向上)

・ 調査を効率的に進めるためには、世界標準が必要

IECでの新環境TCにおける議論に関与

JGPSSI / EIA / EICTAでJIG ( 3極ガイドライン )

をデファクトスタンダードとして運用する

・ 調査回答の信頼性を高めることが必要

製品含有化学物質のマネジメントがサプライヤーの必須条件

環境監査、分析が補完的措置として有効

製品含有化学物質マネジメントについても、世界共通ガイドラインが必要

今後この管理ガイドラインをJGPSSIのフェーズ2の活動 (CP検討WG) として推進し、世界に提案する考え